

徳島県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。
令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		開設者	サービスの種類	許可年月日
名称	所在地			
介護老人保健施設小松島名月苑	小松島市中田町字狭間四八番地	医療法人栄寿会	介護老人保健施設	令和五年十月一日